

平成27年度 第3回宮崎市行政改革推進委員会 <<議事要旨>>

日 時：平成28年2月17日（水） 13：30～15：00

会 場：宮崎市役所本庁舎2階 全員協議会室

出席者：【委員】

有馬委員（座長）、長池委員、原田委員、仁田協委員、谷口委員、厚地委員、長友委員、矢方委員、南部委員、平田委員、工藤委員、酒井委員

【事務局】

戸敷市長、木下副市長、田村副市長、梶谷企画財政部長、田上総務部長、内田税務部長、古庄建設部長、隈元財政課長、佐伯人事課長、岩崎出納室長、日高公共施設経営室長、草野行政改革推進室長、藤森人事課長補佐、上西福祉総務課長補佐

○座長

第7次宮崎市行財政改革大綱改訂版について、事務局から説明をお願いします。

○市側説明

第7次宮崎市行財政改革大綱については、8月に開催した第1回目の委員会で、一部改訂を行った上で、取組期間を平成29年度まで延長することの確認をいただいた。第2回目では、追加や削除をする実施項目と内容を変更する実施項目の決定について検討いただいた。

配布している改訂版の素案は、部局長で構成する行政改革推進本部会議と各部局内の事務の連絡調整を担当する課、いわゆる調整課の課長で構成する幹事会での検討を行い作成した。

本日は、改訂版の素案につき新たに設定し直した数値目標や内容を変更した部分のうち主なものについて説明をする。

3ページ上段に（3）宮崎市の今後の財政見通しがある。中期財政計画を平成26年10月に新たに策定したので、最新の内容に変更している。その下には普通会計収支見通しのグラフ、次の4ページでは財政5基金残高と市債残高・市債発行額のグラフを掲載しており、こちらも新たに数値を修正しているが、基本的には最新の中期財政計画から数値を引用している。

7ページの取組期間については、これまでの委員会でも説明したとおり、総合計画の後期基本計画の期間と整合させるために、大綱を2年間延長し平成29年度までの期間とする旨、修正した。

13ページは数値目標で、ここでは目標年度となる平成29年度の数値目標を設定する。

1の（1）節減効果額について。現在の大綱では、平成27年度の累積節減効果額が30億円以上となっているが、取組期間を2年間延長するので、ここには平成29年度の累積額を掲げることになる。平成25年度と26年度の2年間の節減効果額は、第1回目の委員会でも説明したが、最終目標額の30億円に対して42億円であった。それに27年度の節減効果の見込み額と28、29年度の推定見込額の合計8億円を合算し、平成29年度の累積額を50億円以上に設定した。

その下の（2）職員数は、第7次の定員適正化計画を現在策定中のため、具体的な職員数を記載していない。定員管理を行っていく上で、今後、地方創生に向けた取組に伴う新たな行政需要や増大している社会保障のニーズに対応するため、必要な分野に必要な人員を配置していく必要があると考えている。

そのようなことから、平成30年4月1日現在の職員数については、平成28年4月1日の見込の2,491人を上回らない程度を維持することを考えている。

(3) 公共施設の経営適正化計画策定の進捗率については、平成28年度に計画の策定が完了する見込のため、100%に変更している。

下の、健全財政の確立のうち、(1) 市債残高と(2) 財政5基金残高については、最新の中期財政計画の数値に差し替えている。(3) から(9) までの市税などの収納率については、改訂版の策定に当たって、新たな数値目標を設定し直した。

14ページ最後の、市民の視点に立った行政サービスの確立の(1) 広報紙の内容が「理解できる」又は「おおむね理解できる」と感じる市民の割合及び(2) 窓口対応など市民サービスに対する満足度の数値は、「宮崎市総合計画後期基本計画」の数値を引用している。

17ページからは、実施項目になる。改訂版では、実施項目の目次の中で所管課を把握できるようにするため、各実施項目の右側に所管課名を括弧書きで記載している。実施項目の数は全部で73項目となっており、新規の実施項目及び内容が大きく変わった項目について説明する。

まず、42ページの「道路施設長寿命化の方策の検討」は、新規の実施項目である。市が管理するトンネルなどの道路施設について、長寿命化修繕計画を策定し、この計画に基づき、優先度・緊急度の高い施設から概ね10年を目安に修繕工事を行っていく。この取組により、補修に要する予算の平準化と施設の長寿命化を図る。

45ページの「住民自治の充実」は、現在の大綱で取り組んでいた「都市内分権のあり方の検討」を変更したもの。地域まちづくりの推進体制のあり方の検討や地域コミュニティ活動交付金のあり方の検討に取り組んで、自主性・自立性の高い住民自治の充実を図り、また、住民主体のまちづくりを推進することにより地域ニーズにあった効率的で効果的な行政運営を図っていききたい。

53ページの「行政不服審査制度の適正な運用」について。行政不服審査法が全面的に改正され、審理員制度及び第三者機関への諮問手続が導入されることとなっているため、第三者機関の設置や審理員に対する研修や市民に対する制度周知に取り組んで参りたい。

56ページの「国民健康保険の都道府県単位化に向けた市町村業務の見直し」は新規の実施項目。現状のとおり、法律の改正により、市町村国保については平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担っていくことになった。課題として、細部にわたる業務分担等について、県と市町村が協議を行って決めなければならないことが挙げられる。具体的な取組内容として、市町村が個別に実施している事務・事業の標準化や市町村共通の業務の一部の県への移管などにより、事務負担の軽減を図って参りたい。

68ページの「効率的な公金運用による財源確保」について。こちらは新規の項目となっている。これまで公金を安全かつ有利な方法で保管運用してきたが、預金金利の低下から債券の優位性がクローズアップされており積極的な公金運用が求められている。そこで、これまであった公金保全管理委員会を公金管理運用委員会に改め、事務局を財政課から出納室に移管し、公金管理方針等を策定するとともに、公金の管理運用体制を見直し、効率的な公金の管理運用を行っていく。

82ページの「納付書様式の集約化に伴うペイジー収納の導入及びコンビニ収納対象の拡大」は新規の実施項目。各種収納業務では、それぞれの課ごとに作成した32種類の納付書を使用しているため、金融機関窓口での収納事務が煩雑化している。また、納付時間が各窓口で制限があることから、納付者からは納付に関する利便性の向上を求められている。そこで、当初納付書、督促状、催告書、再発行納付書、口座振替不能通知書を宮崎市の標準様式納付書として可能な限り集約化を図り、コンビニ収納、

ペイジー収納や全国のゆうちょ銀行で利用可能な様式への変更を行い、さらに、収納率の向上を見据えて段階的にペイジー収納、コンビニ収納を開始する。

８３ページの「公共事業コスト削減意識の継承及び情報発信」は、現在の大綱にある「公共事業コスト構造改善の推進」で取り組んできた公共事業コスト構造改善プログラムが平成２７年度までとなっていることから、改訂版からはコスト削減の意識の継承と情報発信に重点を置いて改革に取り組んで参りたいと考えている。

８６ページの「国民健康保険における医療費適正化事業の充実・強化」は新規の項目。課題にあるように平成２６年度に保険税率の改定を行ったものの、平成２５、２６年度は連続して赤字決算となっており、国保財政の健全化が喫緊の課題となっている。また、平成３０年度には国保財政運営の都道府県単位化が予定されており、赤字解消に向けて医療費適正化事業の一層の強化を図り、歳出の抑制と歳入の確保に努めなければならない。そこで、レセプト内容の二次点検システムの導入等により、効果的かつ効率的な点検実施体制の構築を図り、診療報酬の適正化に努める。また、キャンペーン、イベント等を通してジェネリック医薬品使用促進の啓発に努めるとともに、使用状況等の詳細な分析を行いながら、さらなる強化を図る。加えて、第三者行為求償、不当利得返還金の事務処理体制の強化を図り、収入の確保に努める。

８７ページの「ESCO事業の活用」も新規の項目である。備考欄にあるように、ESCOとは民間の省エネのスペシャリストにより、設計・工事・維持管理の全プロセスを一貫して実施し、継続的な省エネ・省コストの成果を市と分け合う形でのプロジェクト事業を意味する。今後、ESCO事業者の公募とESCO契約の締結、施設の設備改修、施設の運営、維持管理に取り組む。

８９ページの「統一的な基準による財務書類作成への取り組み」は現在の大綱で掲げている「新地方公会計の取組」を変更したものの。課題のとおり、平成２７年１月に総務省より固定資産台帳の整備や複式簿記の考え方による統一的な基準による財務書類を平成２９年度までに作成するようとの要請がなされた。そこで、実施項目名を変更し、統一的な基準の財務書類の作成に取り組む。

補足で１４ページの説明を。水道料金と下水道使用料の収納率を記載している。現年度の数値は水道料金は９０．３２％、下水道は８９．７０％となっているが、下の※印で書いているように、水道料金は公営企業会計である。税などの納付については出納整理期間があるため、４月と５月の２か月で入った分をその前の年度の歳入として計上できるが、水道料金等は企業会計のため３月までに入った料金で収納率を算出している。目標収納率は９０％と低いように見えるが、下の参考であるように平成２６年度は、５月末の時点で水道料金が９８．８０％、下水道使用料についても９８．７９％と他の収納率とほぼ同様の実績をあげている。

今後、改訂版の策定にあたり、その趣旨や内容を広く公表し、市民の皆様から寄せられた意見を参考とするため、パブリックコメントを実施する。期間は、平成２８年２月２４日から同年３月２４日までの３０日間を予定している。

なお、パブリック・コメントの実施結果については、市のホームページでの公表を考えている。

○座長

宮崎市の総合計画の期間が平成２９年度までなので、行革大綱も２９年度まで２年間延長するということは前回説明があった。それに伴い事務局の方から新しく追加するものなど１０項目ほど説明があった。ただいまの説明について、ご意見、ご質問、ご確認等があれば。

○委員

「広報紙配布方法の検討」について。広報紙は、ほぼ自治会経由で商業施設などさまざまな場所へ置かれており、必要な人は取ってくださいという形だと思う。市の広報と言われるようなものは、市民全員に対して広く出来るだけ届けるとするのが市の方向だと思う。今の自治会加入率が60%程度だということからすると、自治会経由での広報紙の配布は少し限界がきてるのかなと思う。置く場所を増やしたり、単に置くだけで広報ができるのか、ということが気になる。今、自治会にどれほどの補助金を支出して広報紙を配布してもらっているのか知らないが、メール便の活用も検討してはどうか。

市民として広報紙を受け取ることは絶対に必要である。広報紙の内容が「理解できる」又は「おおむね理解できる」と感じる市民の割合の数値目標が90%とあるが、これは受け取った人の満足度で、手に入れていない人は一切見ていないという点が気になる。

○市説明

市が発行する広報紙を出来るだけ多くの市民の方に見ていただけるように取り組んでいる。たしかに自治会の加入率は低下している。もっとも、自治会による広報紙の配布は、自治会活動の一つとして協力いただいているという状況になっている。自治会活動の柱の一つである。

市と自治会連合会等とが連携して、自治会加入率を上げるという地域の力を高めていく活動に取り組み、それと相まって、いかに地域の方に必要な情報を提供していくかということ、現在相談しながら進めている。

一方で、自治会に加入されていない方もいるので、商業施設と公共施設の配布と合わせて色々な新しい媒体での提供もさせていただいているが、まず地域活動の中心である自治会と連携した形で住民の方に必要な情報を提供できるよう進めていきたいと考えている。それを補足するような形でホームページとかあるいはスマートフォンとか色々な媒体があるので、そういうようなものを活用しながら全体として必要な情報を提供できるよう努めたい。

○委員

自治会の活動の一環として広報紙を配布するという位置づけはたしかに分かるが、自治会本来の活動は住民自治。自分たちで自分たちの地域をどう作っていくかというところに視点を置いた場合、広報紙の配布が負担になって自治会を辞めるであるとか、広報紙の配布作業が月に一、二回出てくるので、それが大変だからもう自治会は嫌だという意見があるのも現実。

自治会の機能を高めていくという点では、自治会の会員たちが何を必要として情報を求めているのか、必要な情報を必要ところで共有していくというやり方に自治会自体も今から先変わっていかないといけない。広報紙が一つの媒体となっているのはよくわかるが、その辺で自治会のあり方というところまで踏み込んだ形での議論がもう少し必要かなと感じた。意見として出させていただいた。

○座長

宮崎市は地域コミュニティに力を入れている。そういう意味では自治会との連携がよい。担当課を含めて今後検討していくということで。行革大綱の中では、基本的には自治会との連携をメインとして後は色々な場所で配布していく。

○市説明

自治会自体をいかに活性化するかということについては所管部局の方でも取り組んでいる。広報紙がどうあるべきかについては自治会連合会の方とも常々意見交換をしているので、引き続き協議をさせていただきたい。

○委員

84ページの「補助金の適正化」について。色々な市民活動団体に対して市が補助金を出している。自身に関係のあるところと言えば、地区青少年育成協議会に年間10万円ずつ出ている。地域自治区制度が導入され、まちづくりというものが活発に行われるようになってきているが、今までの団体に対しての補助金を打ち切ると、まちづくりと既存の団体の整合性がないところが出てくる。他の団体は中学校区に一つでセットされていると思うが、統一することにより、まちづくりの予算を膨らませる形で既存の様々な団体との整合性が出てくる。最終的には補助金の節減にもつながっていくのかなと思う。早急には無理だとしても、市が補助金を出している団体が、区割りが違うために二重に補助金を出さなければならないという状態は避けていくべき。

○市説明

総務省がそのようなアンバランスな補助金を統一しようと、総合的な補助金制度を検討したことがある。市町村でも今言われたように地域自治区と絡んだ団体に統合出来ることは理想かなと思う。団体にしっかりと財源を与えないと行動がとれないというのが現実で、地域自治区がいただいた分を配分できるということができればいいが。現在は事務的な負担の問題もあり、団体間の調整が全ての地域でなされているわけではないので私は難しいかなと思っている。ただ将来の理想は今言われたような内容であろう。効率性と、統合することによる事務量の煩雑さを解消できるという議論は必ず出てくる。そして将来的には財源は厳しいという状況なので、統合ができるのかという議論もやはり行っていく必要はある。住民自らそれらの意識が芽生えないといけない。行政がやると負担になるし批判につながる。いろいろ研究は必要と思う。

○座長

続いて、宮崎市公共施設使用料設定基準について、事務局から説明をお願いします。

○市側説明

公共施設経営室では、本市の公共施設の使用料について統一的な基準の策定作業を進めている。施設使用料設定基準については、使用料・手数料の適正化として第7次宮崎市行財政改革大綱の取組項目の一つとなっていること、また施設使用料は市民生活に関わりが深い事柄であることから、使用料設定基準に関し、行政改革推進委員会でご意見をいただいたうえで、パブリックコメントを行って参りたいと考えている。

資料1の使用料見直しの必要性について。公共施設を取り巻く現状から将来人口の課題、財源の課題、施設老朽化の課題などが挙げられる。図1の人口問題研究所の将来人口推計では、2040年には本市人口は35万5,433人まで減少するとされている。特に生産年齢人口が大きく減少し、代わりに老年人口が増加するという推計になっている。図2のとおり、人口の高齢化が進むと医療費や介護費用などが増大する。本市の普通会計に占める扶助費と社会保障費の合計額は平成26年度決算で59.7億円と普通会計全体の約4割で、今後も増加することが懸念されている。図3は公共施設の今後の修繕更新

費用の推計である。今後50年間で総額6,700億円、これはインフラを除いているが年平均で134億円かかる見込みとなっている。平成27年度当初予算の修繕更新費が約48億円であることからその3倍の予算が必要となり、すべての公共施設を更新していくことは困難な状況となっている。図4は、このような課題を明示した上で行った平成25年12月の市民アンケートの結果である。その中では施設の見直しとの回答が74.4%、次が使用料の値上げで19.4%であった。施設の見直しについては、施設の評価を平成25年度から実施しているので、このたび使用料の見直しに着手することとした。現在、本市の公共施設の使用料についてはそれぞれの施設所管課が、他の自治体の使用料を参考にするなどして設定している。また、合併により類似施設が増え同じ利用用途でありながら市域・町域などにより差異が生じている。このため平成24年3月に策定した宮崎市公共施設経営基本指針を踏まえ使用料の統一的な基準を策定することで公共施設の質の向上に取り組んで参りたいと考えている。

資料2について。使用料基準の基本的な考え方である。使用料基準を設定する施設は公共用施設のうち右上の表に挙げている対象外となる施設を除く全ての施設とする。また減免規定自体についても見直す必要があると考えている。右上の表は対象外となる施設を6つの区分で分けている。一つ目は法令等で使用料を徴収できない施設、例えば小中学校や図書館などが対象外となる。二つ目は法令等で算定方法や徴収基準額に準じて使用料を算定する施設、例えば市営住宅や保育所、幼稚園、児童クラブがある。三番目に公営企業に係る施設、上下水道、病院、中央卸売市場を、四番目に利用者が幼児・児童に限定されることから使用料を徴収することが好ましくない施設、例えば児童館、児童センター、児童プールを挙げている。五番目は不特定多数の市民に常時開放することを目的としている施設、無料の公園施設や運動広場等である。六番目にはその他別途使用料を算定すべき施設として葬祭センターやプラント等を挙げている。それ以外の施設は今回の使用料設定基準の対象となる。

次に使用料算出の基本的な考え方である。使用料単価は、原価に受益者負担割合を乗じて算出することとしている。原価・コストに含める経費は、建て替えや大規模修繕といった施設整備費、減価償却費を含めずにサービスの提供や施設の維持管理、事業運営に要する経費、ランニングコストを対象としている。施設建設に係る費用は、公の施設自体が市民全体の財産であり、誰もが利用できる機会があることからその全てを公費で負担することが適切であると考え、このような取扱いとした。

次に受益者負担割合の考え方について。施設の公共性の大小を必要性和市場性の二つの視点により判別し、受益者負担割合を3段階に区分している。右下の表で必要性和市場性の定義を記載しているが、必要性とは日常生活をしていく上で必要とされる生活水準を確保するための度合いで、市場性は民間による同種のサービスがすでに提供されており手軽に利用が望めるかどうかの度合いと言う風に考えている。必要性では必需的又は選択的のどちらかに、市場性では公共的又は市場的のどちらかに判別した結果、受益者負担割合が50%、75%、100%の3段階に区分し施設をそれぞれに位置づけることになる。例えば、必要性の度合いが必需的なもので市場性の度合いが公共的なものは、公共性が強いと判断できるので、受益者には50%の負担をお願いすることになり、必要性の度合いが選択的で市場性の度合いが市場的なものは公共性が弱いと判断できるので受益者に100%負担をお願いすることになる。受益者負担割合が75%の区分についても同様に判断して位置づけている。

資料3は原価・コストの範囲と受益者負担割合の設定の素案になる。さきほど説明したように、施設にかかる全体費用のうち使用料算定の原価はランニングコストのみとして、人件費、物件費、維持補修費から算定する。左下の図は市場性と必要性の二軸により受益者負担割合を設定したもの。負担割合が50%の区分には公立公民館や福祉保健センターなど、75%の区分には文化施設や市民プラザ、体育館など、100%の区分には物産センターや温泉施設などが設定される。右の表は施設種別ごとの主な

施設と必要性・市場性を判断し、受益者負担割合を設定している。なお、この判断については、事前に施設所管課との協議を行いながら設定している。以上が公共施設使用料設定基準の基本的な考えになり、それをまとめたものが宮崎市公共施設使用料設定基準である。

設定基準の冊子については補足する箇所だけを説明する。

14ページについて。使用料を算定する場合の三つの条件を記載している。その条件であるが、第一に貸出スペースごとに使用料を徴収する施設については、稼働率が100%と仮定して算出する。第二に個人単位で使用料を徴収する施設については、年間の目標利用者数を達成できるものと仮定して算出する。第三に減免している使用料も含める。この三つの条件は、施設ごとの受益者負担の公平性を保ちながら施設利用者への配慮をしたものである。また、スペース単位で貸出施設の算定方法、個人単位での利用施設の算定方法についても例示している。

15ページについて。同一目的施設間での調整として、同一サービスを提供する場合には古い施設と新しい施設に拘わらず、基本的に同一の使用料を設定することとする。また、激変緩和措置として値上げ後の使用料はおおむね1.5倍を上限とすることや、減免・免除の取扱いとして減免免除の必要性を再検討することにも触れている。

16ページについて。施設使用料見直しのサイクルであるが、3年から5年として指定管理者の切り替えのタイミングを考慮するものとする。

今後のスケジュールは、本日の行革委員会で意見をいただいた後、2月24日からパブリックコメントを実施することとしている。

補足説明をする。資料2の使用料基準の対象外となる施設の表中、法令等で使用料を徴収できない施設として小中学校を挙げているが、これについては目的外使用として別途算定することとしている。

○座長

財政課から公共施設使用料設定基準について説明があったが、こちらについては、行革委員会は答申の権限はない。パブリックコメントをするにあたって事前に委員の意見を聴いて策定の参考にしたいという事であるが、ご意見、ご質問等があれば。

○委員

資料1について基本的な点を確認させていただきたい。現状分析の中で将来人口推計をベースに人口が減少していくというシミュレーションをしている。資料1の右側の図3では、50年間の修繕更新費用の総額が6,700億円で、学校関係と市営住宅が全体の約65%を占めているということだが、これは施設の更新と人口減少のシミュレーション、施設の維持の必要性、これらは連動しているか。

○座長

人口減少に伴って、施設の必要性が少なくなっている。

○市説明

資料1の図3は、全ての施設を更新したときの費用総額を記載しているが、人口減少のシミュレーションとは一致していない。全てを更新する際には現状の予算の3倍の費用がかかるため、今後、人口減少社会の中でどれだけ最適な量を維持していくかが課題。

○委員

ということは、シミュレーションより相当に費用自体が減っていく可能性があるということか。

○市説明

今後、社会保障費が伸びることは明らか。物件費など施設維持管理にかかる経費を削減していくことが今後の社会保障費の確保につながっていく。

○委員

要望について。基本的に公共施設の使用料の見直しをすることはいいこと。ただ、公共施設には色々な設置目的があり、歴史もあり、住民意識の問題もある。資料3に福祉センターが含まれているが、福祉センターは地域住民の交流の場、生きがい対策の場、福祉サービスの場として建設されている。その中に浴室があるという位置づけ。これは現在、非常に喜ばれている。一人暮らしの高齢者が多いことから、サロンの場にもなっている。これが温泉施設等と同列に並べられている。市場性等も同じように受益者負担が100%という位置づけがされているが、むしろこれは対象外の施設に類するものと思う。市民の方には現在無料で喜んでいただいているが、有料化されると、おそらく利用者数は半分以下になると思う。そうすると設置目的が達しないというおそれがある。せっかく作って喜ばれている施設が、市民から利用されなくなるという懸念が非常に強い。今まで無料だったものが有料になるということなので、市民の反発というか市民の意識というのは大きく変わる。こういうものは福祉サービスのために設置されたもので、高齢者や障がい者などが集ってサロンのように利用している。区分を再考いただくのがよいのではないか。

清武、佐土原、田野の施設も記載されており、合併して十年が経過し、清武は六年目であるが、住民感情としてはまだ旧宮崎市の市民と同化したとはいえない。やはり地域性がある。合併したことによって有料化したという意識を持たれることもあろう。こういうことを考えると福祉サービスと公共施設の使用料との関係は非常に難しいと思うが、この辺の工夫は少し考えてもらうことはできないか。今後再考していただければという要望を申し上げておく。

○市説明

今後の検討、基準の策定に関して重要なご示唆をいただいた。先ほど担当が説明したように、今まで個別にやってきたものを市として統一的に明確な考え方で、基本的な設定基準を考えようというもの。たしかに市にはさまざまな公共施設がある。施設の特性や利用者の状況などさまざま。今回定めようとする基準を一律に機械的に当てはめてそれで決まりというようなものではない。施設の経緯であるとか利用者の特性、特に社会的弱者と言われる方についての配慮であるとか、あるいは実際に算定された使用料の負担分、激変緩和とか減免・免除をどうするかなどさまざまな問題があるかと思う。そういった視点、意見も含めて、今後利用者の方や市民の方からもご意見をいただくので、個々の施設に即した形で検討し、利用者や市民の方に十分理解と納得をしていただいで進めていきたい。

人口減少と修繕更新費用について。資料に掲載している将来推計人口と施設の修繕更新費用は連動していない。現在ある施設を適切に修繕し、古くなった施設を更新すると今年間予算であげている修繕更新費用の三倍必要になる。将来的に三倍の予算を修繕更新にあてるということはほぼ不可能と思う。ということは今の状況でいけば、例えば三分の一の施設にしか適切な修繕なり更新ができないということになる。それを見据えると人口減少あるいは必要な施設を見極めながら絞り込み、本当に必要な施設

についてはしっかりと手を入れて長寿命化を図っていくことになる。こういう風にバランスをとりながら進めていく必要があり、その一つとして財源確保のために受益者にも一定の負担をしていただくということが今回の取り組み。

○委員

国庫補助が入っている施設についての質問。国庫補助が入っている場合、ある目的のためにこの施設は作ったのだから、これ以外には使ってはいけないというようなルールはあるのか。

○市説明

国から補助金をいただいている施設については、以前は特定の目的のために作った施設なのでそれ以外の使用は一切駄目で、もしそういう場合には補助金を返さなくてはならなかった。最近は柔軟な対応をしていただいております、例えば同様の目的で使うのであれば民間なり地域の方が使っていただいても同様の趣旨が保てるのであれば、補助金を返さなくていいと。あるいは無償で譲渡するのであれば補助金を返さなくていいと。市の方でも民間なりあるいは地域に施設をお願いするような取り組みをしているが、それについては個別に所管の省庁とそれぞれやりとりをしながら進め、今は柔軟な対応をしていただいている。

議事録署名人

委員.....原 田 樹 里
委員.....仁田脇 安 博